4　子どもの学習・生活支援事業の創設
子どもの学習・生活支援事業を次に掲げる事業とすることとした。（第三条第七項関係）
㈠　生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業
㈡　生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業
㈢　生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

5　都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表
㈠　都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとした。（第七条第一項関係）
㈡　厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとした。（第七条第五項関係）

6　利用勧奨等
都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとした。（第八条関係）

7　支援会議の設置
㈠　都道府県等は、関係機関、都道府県等から生活困窮者自立相談支援事業等の委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとした。（第九条第一項関係）
㈡　支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとした。（第九条第五項関係）

8　都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設
都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとした。（第一〇条第一項関係）
㈠　生活困窮者自立支援法の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
㈡　生活困窮者自立支援法に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

9　福祉事務所を設置していない町村による相談等を行う事業の創設
福祉事務所を設置していない町村は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができるものとした。（第一一条第一項関係）

10　国の補助
生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県等が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用の三分の二以内を補助することができるものとした。（第一五条第四項関係）

11　情報提供等
都道府県等は、生活困窮者自立支援法に基づく事業及び給付金の支給を行うに当たって、生活保護法に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとした。（第二三条関係）

二　生活保護法の一部改正関係

1　生活扶助の方法
被保護者の居宅において生活扶助を行うことができないとき等において生活扶助を行う施設に、日常生活支援住居施設（社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であって、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。）を追加するものとした。（第三〇条第一項ただし書関係）

2　医療扶助の方法
医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとした。（第三四条第三項関係）

3　進学準備給付金の創設
都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給するものとした。（第五五条の五第一項関係）

4　被保護者健康管理支援事業の創設等
㈠　保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとした。（第五五条の八第一項関係）
㈡　厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとした。（第五五条の九第一項関係）

5　費用の徴収
㈠　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができるものとした。（第七七条の二第一項関係）
㈡　㈠の徴収金は、生活保護法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとした。（第七七条の二第二項関係）
㈢　㈠の場合において、保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとした。（第七八条の二第一項関係）

6　都道府県の援助等
㈠　都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施並びに被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができるものとした。（第八一条の二第一項及び第二項関係）

7　情報提供等
保護の実施機関は、保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとした。（第八一条の三関係）

8　保護の実施機関についての特例
㈠　保護の実施機関についての特例の対象に介護扶助（特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。）を委託して行う場合を追加するものとした。（第一九条第三項関係）